応募から対象事業決定までの流れ

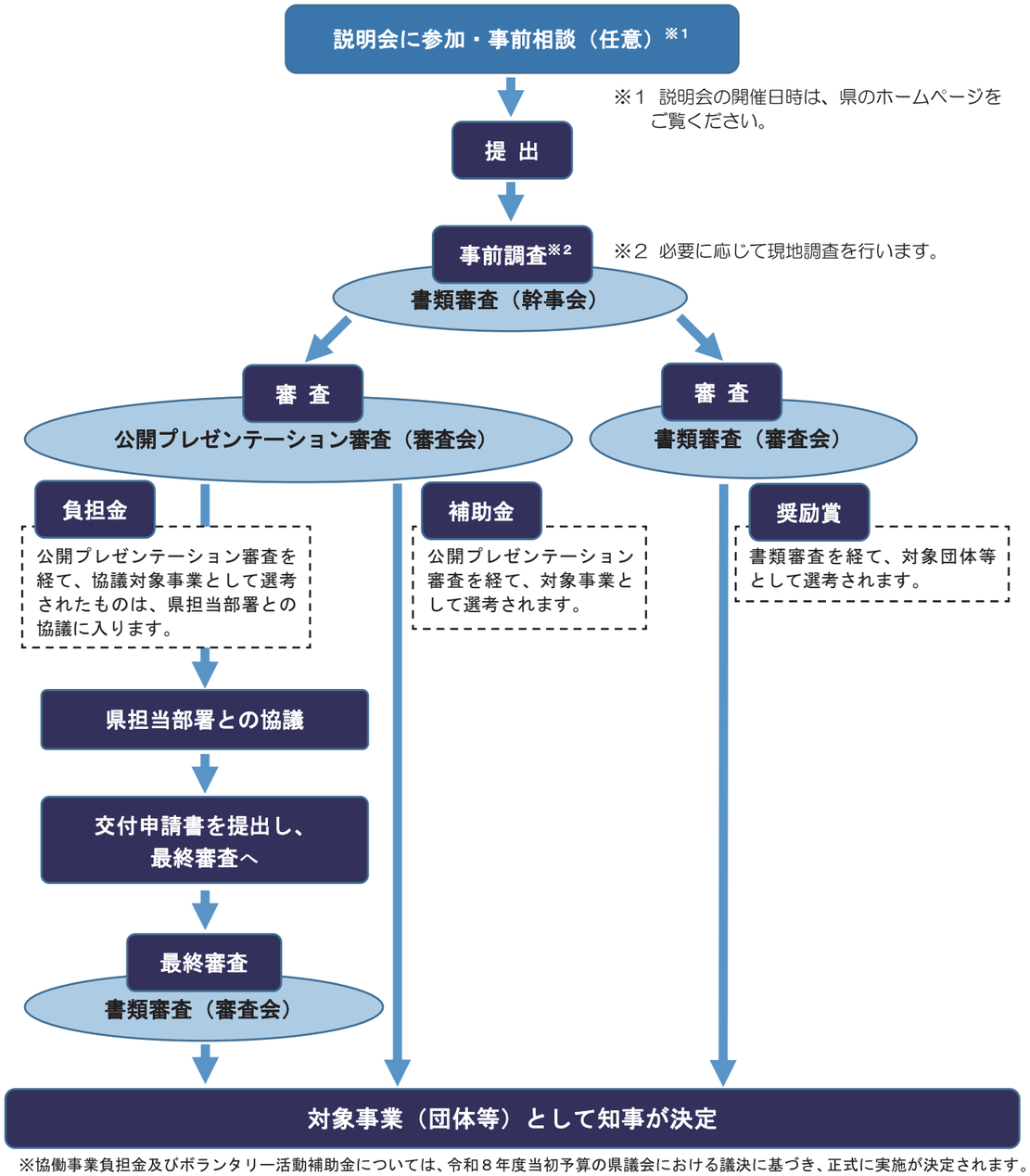

※協働事業負担金及びボランタリー活動補助金については、令和８年度当初予算の県議会における議決に基づき、正式に実施が決定されます。

（問合せ先）
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター　基金事業課
TEL 045-312-1121（内線 2831・2832）　FAX 045-312-4810
ホームページ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5258/
または「基金 21」で検索
〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町２-24-２（かながわ県民センター８階）

2025.6

神奈川県

かながわ ボランタリー活動推進基金 21

「かながわボランタリー活動推進基金 21」は、多様な主体が協働、連携して地域や社会の課題解決を図る協働型社会の実現に向け、非営利で公益を目的とする活動（ボランタリー活動）の開始や拡充に対し、期限を区切って支援を行うものです。

急速な少子・高齢化、国際化や情報化などに伴う地域や社会の課題を克服し、多様なニーズに適切に対応していくためには、皆様とともに課題解決に取り組んでいく必要があります。

この基金の趣旨を踏まえ、先駆的でモデル性が高く、費用対効果に優れ、将来の自立を見据えた事業提案を求めます。

「かにゃお」は、ＮＰＯ認知度向上を目的とした神奈川県のイメージキャラクターです。

＜応募受付期間＞

【令和８年度実施分】
協働事業負担金：令和７年６月 13 日(金)～７月 22 日(火)
（■上限金額：年間 500 万円　■交付期間：最長５年間）
ボランタリー活動補助金：令和７年９月 12 日(金)～ 10 月 16 日(木)
（■上限金額：年間 100 万円　■交付期間：最長３年間）
【令和７年度分】
ボランタリー活動奨励賞：令和７年７月 24 日(木)～９月 11 日(木)
（■知事表彰状及び副賞（上限 30 万円）を贈呈）

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

基金 21　で　検索

かながわボランタリー活動推進基金 21 の３つのメニュー

● 協働事業負担金

■ 地域や社会の課題解決に向け、県と協働して効果的に事業を行っていただく制度です。

○ 一般部門（分野を問わず）　○ 課題部門（年度ごとに県が課題を設定）

ボランタリー団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できると考えられる事業を対象に、基金からその事業に要する経費に対し応分の負担をします。

- 事業に要する経費について年間 500 万円を上限に負担金を交付します。
- 交付期間は最長５年間※です。
  ※ 年度ごとに審査があります。

「津久井浜団地徒歩０分図書館」開設事業
（特定非営利活動法人　プラットファーム）

● ボランタリー活動補助金

■ 地域や社会の課題解決に向け、ボランタリー団体等が取り組む事業を支援する制度です。

ボランタリー団体等が、地域や社会のニーズをとらえて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革をめざしてチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり展開したりする事業を対象に、基金からその事業に要する経費の一部を補助します。

- 事業に要する経費の２分の１以内の金額で、年間 100 万円を上限に補助金を交付します。
- 交付期間は最長３年間※です。
  ※ 年度ごとに審査があります。

持続可能な障害者スポーツ活動のための
人材育成と理解促進事業
（特定非営利活動法人　Fun Place 39）

● ボランタリー活動奨励賞

■ 地域や社会の課題に光を当てた実践的な活動に取り組むボランタリー団体等を表彰する制度です。

地域や社会への貢献度が高く、他のボランタリー団体等の活動のモデルとなり、今後さらに継続的な発展が期待できる活動に取り組むボランタリー団体等を表彰します。

- 知事表彰状及び副賞（上限 30 万円）を贈呈します。

妊娠出産によるストレスや孤立等の問題を抱える
女性に対し、産後に豊かな子育てができる環境作りを実施
（ざま子育て応援プロジェクト！）

かながわボランタリー活動推進基金 21 の特色

1　助成金額や継続できる期間など規模が大きい
2　分野を問わずに応募できる
3　事業に要する直接的な経費であれば、人件費にも使うことができる

応　募　者　等　の　要　件

Ⅰ　協働事業負担金／ボランタリー活動補助金

次のすべての要件を満たしていること

① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランタリー団体等」という。）であること
② 県内で活動を行っていること
③ 継続した活動が期待されること
④ 基金 21 の支援を受けることで、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていくことが期待されること
⑤ 法人や法人格を持たない団体にあっては、市民の発意に基づき設立されたものであって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）を主たる事業として実施していること
⑥ 代表者等が暴力団員でないこと（神奈川県暴力団排除条例による）
⑦ 神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会・幹事会の委員・幹事が、団体の理事長等代表者、副理事長、専務理事など中心的に業務を執行する役員や有給の職員でないこと

Ⅱ　ボランタリー活動奨励賞

① 推薦者（応募者）は、県民、県内で活動するボランタリー団体等（自薦も可）、ボランタリー活動を支援している機関及び県内の市町村長
② 推薦を受けることができるのは、上記Ⅰの要件を満たすボランタリー団体等

対　象　事　業　等　の　選　考　・　決　定

「神奈川県ボランタリー活動推進基金幹事会」が審査基準に基づく事前調査を、「神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会」が総合的審査を行い、対象事業等を選考します。その後、知事が同審査会からの答申を受け、対象事業等を決定します。

神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会	
(会長)	
中島　智人	産業能率大学経営学部 教授
(会長職務代理者)	
為崎　　緑	中小企業診断士
(委員)	
髙村　文子	三浦市民交流センターニナイテ 館長
田中美乃里	(特非)地域魅力 理事長
松村　正治	NPO 法人よこはま里山研究所(NORA) 理事長
山岡　義卓	神奈川大学経営学部 特任准教授
山田　誠一	公募委員
尹　　貴淑	(株)神奈川新聞社 論説委員

神奈川県ボランタリー活動推進基金幹事会	
(幹事長)	
山岡　義卓	神奈川大学経営学部 特任准教授
(幹事長職務代理者)	
森田　　恵	明治学院大学ボランティアセンター ボランティアコーディネーター
(幹事)	
門　美由紀	立教大学コミュニティ福祉学部 特任准教授
五味　真紀	（特非）ハートフル・ポート 代表理事
阪口さゆみ	世田谷区立男女共同参画センターらぷらす 館長
千代木ひかる	（特非）日本ＮＰＯセンター 事務局スタッフ
豊田　直之	NPO 法人海の森・山の森事務局 理事長
沼崎真奈美	横須賀市立市民活動サポートセンター スタッフ

（いずれも令和７年６月４日現在。委員・幹事は変更となる場合があります。）